

最高裁判官国民審査と沖縄県の有権者

—そのきわめて高い×票率をめぐつて

西川伸一
Nishikawa
Shin'ichi

はじめに

「一人一票実現国民会議」が、全国紙に全面を使っての意見広告を繰り返し掲載している。その主張は単に一票の格差の不公正を訴えるのだとどまらない。さらに、それを容認する判断を示した最高裁判官には国民審査で×をつけ

よう、具体的な行動をよびかけているのである。「二〇一三年（予測）の国民審査で〔中略〕不信任票（×印）が投票数の過半数に達することは、十分有り得ると予測されます」（『朝日新聞』二〇一一年一月一〇日）と威勢がいい。

これまで一六〇人の最高裁判官が国民審査にかけられているが、×票が無印票を上回つて罷免された者は一人もいない。彼らの中で×票率（×票数と無印票率の合計に占める×票率の割合）がもつとも高かつたのは、第九回国民審査（一九七二年）における下田武三（元駐米大使）の一五・一七%である。

実はこの回次から、「本土」復帰を果たした

沖縄県の有権者が国民審査に参加する。そして、彼らはその後、他の四六都道府県の有権者とは、明らかに異なる投票行動を示していく。以下、

その実態を取り上げて、沖縄県では国民審査はもう一つの参政権行使としての意味をもつていていることを指摘する。

沖縄県の全般的罷免要求率

先ほど述べた×票率は罷免要求率ともいわれる。ここで、個別の裁判官に投ぜられた×票を(a)票とし、無印票を(b)票とする。さらに、回次ごとに審査対象となつた各裁判官の(a)票の合計を(A)とし、各裁判官の(b)票の合計を(B)とすれば、 $(A)/(A+B) \times 100$ 」がその回次の「全般的罷免

要求率」となる。

第九回から第二回（二〇〇九年）のすべての回次で、沖縄県の全般的罷免要求率は全国のそれを大きく上回つていて。しかも、第一回

【表1：沖縄県の全般的罷免要求率が3割を超えた3回】

全般的罷免要求率(%)	第9回(1972)	第12回(1980)	第17回(1996)
沖縄県(a)	34.35	34.97	34.07
全 国(b)	12.95	14.36	8.87
(a)-(b)	21.40	20.61	25.19

作成参照：自治省選挙部が各回次で編集・発行する『衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』。

するに、沖縄県の有権者は国民審査で×をつけた傾向がきわめて強い。とりわけ、沖縄県の全般的罷免要求率が三割を超えて全国値と大きな開きが生じたのが、第九回、第一回（一九八〇年）、そして第一回（一九九六年）である。その詳細を表にして掲げよう。

第九回は、前述の下田武三判事が駐米大使時

代に沖縄の核付き返還を容認する発言をしていたことへの強い反発の結果である。沖

縄県の下田に対する罷免要求率は三九・五九%に達した。第一回は全国の全般的罷免要求率がこれまで最も高かつた回

次だが、こと沖縄県についての事情ははつきりしない。

第一回では、前年九月の沖縄米兵少女暴行事件が引き金となつて、村山富市首相と大田昌秀知事の間で争われた米軍用地をめぐる代理署名訴訟が大きく影響している。国民審査二カ月

前の最高裁判決で沖縄県が敗訴したこと、県民の間に最高裁への不満が著しく高まつた。そして、県内の軍用地主や弁護士団体、婦人団体などは、審査対象裁判官の全員に「×」をつけることを求める運動を展開した。これに少なからぬ有権者が応じたと考えられる。全国値との差がもっとも著しいのがこの回次である。

全般的罷免要求率が五割以上の六町村

この第一七回の全般的罷免要求率を沖縄県の市町村単位でみると、驚くべきことにそれが八割を超える村が一村あり、六割を超える村が一村、五割を超える町村が三町村ある。当然これら町村に限れば、審査対象となつた最高裁判官九人全員が罷免されてしまうことになる。

しかもこの回次だけ、突然変異的にきわめて高い全般的罷免要求率を記録している。たとえば、県内一位の全般的罷免要求率となつた国頭（こがみ）村について、県全体で全般的罷免要求率が高かつた第九回と第一二回における同村の全般的罷免要求率をみると、それぞれ一六・〇七%と一七・九六%にすぎない。

審査対象となつた九人の裁判官それぞれで×票の入り方に顕著な特徴はみられない。投票者は全員に×をつけるか、白票を投げるかどちら

【表2：全般的罷免要求率が5割を上回った6町村】

	町村名	投票率	投票者数	全般的罷免要求率
1	国頭村	58.76%	2,677	86.95%
2	城辺町	13.12%	781	81.91%
3	北中城村	17.41%	1,798	65.53%
4	与那原町	26.00%	2,726	55.11%
5	仲里村	13.72%	519	52.37%
6	恩納村	18.01%	1,237	51.00%
	県全体	41.62%	381,255	34.06%

作成参考：沖縄県選挙管理委員会〔1997〕『平成8年10月20日執行第41回衆議院総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』61、67-72頁。

の商店街」で少女が米兵から拉致されたことに端を発している。しかも、国頭村はその面積の二三%を米海兵隊の北部訓練場が占める。

なぜ沖縄県だけ全般的罷免要求率が高いか

下田発言や代理署名訴訟という一回性の出来事だけでは、その他の回次における沖縄県の高い全般的罷免要求率を説明できない。毎回程度の差はあれ組織的な罷免要求運動が展開されるのであろうが、それに応える素地が沖縄県には確かに存在するのである。沖縄戦の記憶はもとより、在日米軍基地の約七四%が集中している現状や「本土」との経済格差などがその素地に含まれる。最高裁なしし裁判所のみならず、広く国政全般への異議申し立ての表明手段として、沖縄県の有権者は国民審査を活用している。

冒頭に紹介した「一人一票実現国民会議」の発起人である弁護士の升永英俊は、国民審査権を参政権としてとらえ直すことを提唱している（朝日新聞）二〇一一年二月二三日「オピニオン」欄）。その点でいえば、沖縄県の有権者はすで先駆的な投票行動を示してきたことになる。沖縄県に限らず全国の有権者がこの観点に気づくとき、国民審査は政治変革のための有力なプランBとなるはずである。（文中敬称略）

（にしかわ・しんいち／明治大学教授）